

17 地下鉄東西線の建設財源の確保等について

(国土交通省・総務省)

京都市では、新しいまちづくりの基本的な施策として、市民のくらしを豊かにし、21世紀の京都の発展に不可欠な都市基盤としての地下高速鉄道を中心とする交通体系の整備を進めています。このたび、平成11年10月から整備を進めておりました東西線（六地蔵～醍醐間）の延伸事業につきましては、本年11月26日に開通する運びとなりました。さらに、東西線（二条～天神川間）の延伸事業につきましては、天神川駅（仮称）周辺のまちづくりとあわせて、整備を進めているところであります。

しかしながら、地下高速鉄道の整備には巨額の経費を要し、建設財源の確保は、ますます厳しい状況となっており、地下高速鉄道東西線の整備の推進と開業後の経営基盤の強化を図るため、事業計画に見合った所要の補助金を確保するとともに、補助制度の拡充を図られるよう強く要望します。

また、地下鉄施設のバリアフリー対策等の新たな施設整備への対応や地下鉄の経営基盤の強化を図るため、運輸政策審議会の答申内容や「公営地下鉄事業の経営健全化に関する研究会報告書」を踏まえ、地下鉄事業に対する補助制度や企業債制度について財政措置の拡充が図られるよう強く要望します。

なお、平成15年度から、東西線（二条～天神川間）のインフラ整備に道路特定財源が活用され、地下鉄建設事業の推進のために制度の拡充を図っていただいているところでありますが、事業の推進に当たり多額の一般財源負担が生じることとなり、財政が非常事態にある本市の状況から、起債措置の弾力的な取扱いなど財源措置について特段の御配慮をいただきますよう強く要望します。

さらに、地下鉄事業の不良債務の抑制を図るため、「地下鉄事業経営健全化対策」を活用し、一般会計からの出資金の財源として平成16年度から起債措置を認めていただいたところではありますが、この一般会計出資債の後年度負担に対する財政措置を講じられますよう要望します。

要望事項

- 1 東西線（二条～天神川間）の事業計画に見合った所要額の補助金の確保
- 2 地下鉄事業に対する補助制度の拡充や財政措置の弾力的な運用
- 3 道路事業等で実施する地下鉄建設における一般財源負担軽減措置
- 4 地下鉄事業経営健全化対策における一般会計出資債に対する財政措置

主な要望先：国土交通省（鉄道局財務課，道路局地方道・環境課，都市・地域整備局街路課）

総務省（自治財政局公営企業経営企画室，調整課，地方債課）

本件に関する連絡先：交通局 企画総務部 財務課長 神谷佳孝 TEL075-822-9137

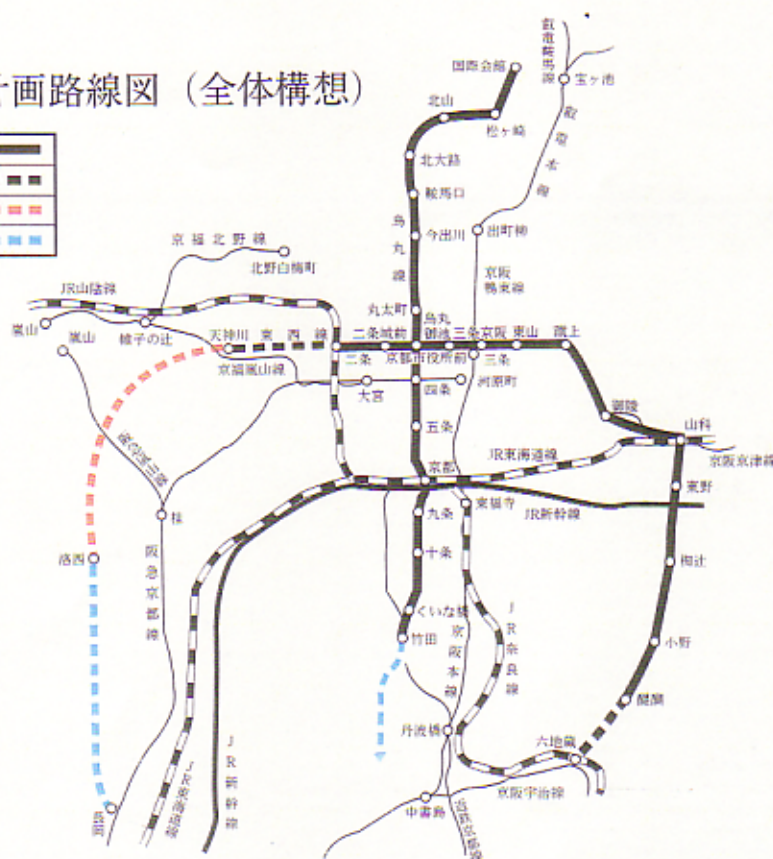
建設局 道路部 道路建設課長 板倉治男 TEL075-222-3580

建設局 街路部 街路建設課長 河嶋敏郎 TEL075-222-3577

<参考>

京都市高速鉄道計画路線図（全体構想）

地下鉄営業線	———
地下鉄建設中路線	- - - - -
地下鉄計画線	⋯⋯⋯
地下鉄構想線	⋯⋯⋯



○烏丸線

区 分	区 間	(単位：キロ)	備 考
営 業 線	国際会館 ～ 竹 田	13.7	

○東西線

区 分	区 間	(単位：キロ)	備 考
営 業 線	醍 醐 ～ 二 条	12.7	
建 設 中 路 線	六 地 蔵 ～ 醍 醐	2.4	平成16年11月26日開業予定
	二 条 ～ 天 神 川	2.4	平成19年度開業予定
計 画 線	天 神 川 ～ 洛 西	約7.1	